慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	欧州議会選挙とスペインの対応
Sub Title	Spain's response to the election of European Parliament
Author	石井, 陽一(Ishii, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.5 (1990. 5) ,p.30- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900528-0030

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法学研究63巻5号（'90：5）

欧州議会選挙とスペインの対応

石井陽一

はじめに
一、複数政党の復活
二、数次の選挙と政党の盛衰
三、欧州議会選挙の法源
四、第三回欧州議会選挙前後のスペインの政局
むすび

はじめに

一九八九年六月一五日、スペインにおいて第三回目の欧州議員選挙が行なわれた。三六年間に及ぶフランコ独裁体制（一九三九～一九七五年）の下において、スペインの民主化が欧州議会選挙に参加するまで成長しようとは当時は想像もつかないことであったであろう。民主化のめざましい進展は大方のスペイン人が独裁制とか軍政に懲り懲りしたためもあるが、西欧の一員になることの願望が民主化推進の強い動機になっていたことも看過できない。「法学研究第

五九巻第九号・昭和六一年九月」所収の拙稿「スペインのＥＣ加盟に伴う法的問題」の二、のなかで先述のように、一九六二年一月一五日欧州議会に提出されたビッケルバッハ報告書により国民が直接または民選議員を通じて間接的に政治に参加している民主国家でない限りＥＣに加盟を申請できないという壁が設けられていたからである。民主化の過程には国別にさまざまな行き方があるが、西欧参加願望が民主化を推進する強い要因になっていることがスペインの民主化の一特色と言えそうである。

因みにスペインの三大紙のひとつである「ＡＢＣ」（一九八九・六・一〇）の「六月一五日を前にして」と題する社説は「今日のスペインの四つの大きな出来事を時間的な順序で並べれば、王制復古、それに引続く民主的な憲法の制定、ＮＡＴＯ加盟、ＥＣ加盟の順になる。この四つの出来事は切り離せないものであって、その一つを欠いてもあとの三つの存在が危くなるであろう……」[1]と書き出している。今日のスペインの民主化体制が四つの出来事の微妙な積み上げの上に成り立っているという見方は当を得ていると思う。

筆者は、最近の一連のテーマとしてＥＣ加盟に伴うスペイン法の変容をトレースしている。ＥＣが基本的には経済統合なので、経済法上の変容を追うことになる。しかし、次第に政治統合の色合いも強めているので、公法面にも影響はあり、本稿はその一例として欧州議会選挙に係わるＥＣ選挙法とスペイン選挙法との関係を主題として取扱うが、それをスペインの政情との関連において考慮してみることとする。欧州議会選挙といっても、加盟国を選挙区としてその国の政党が鎬を削る選挙戦だからである。スペインの政情については、代表的な政党を除けば日本ではあまり知られる機会もないので、まずどのような政党があるのか概観してみることにする。

一、複数政党の復活

一九七九年の春、筆者はバレンシアの水裁判所の制度を調査するためにスペインに短期旅行したが、たまたま民主化移行後最初の地方選挙が行なわれており、この地方都市も熱気に包まれていた。すでに二〇〇余の政党が結成されているときいて驚いた。「タクシー政党」という俗語がある。一台のタクシーに党首を含む、全党員が収まることから来ている。その後も政党の数は増え続け、一九八七年の地方選挙に参加した政党は三五六に達している。このうち大型中型の政党が四〇、あとの三一六は市町村レベルのタクシー政党である。(2)

それにしても、フランコ体制では国民運動（Movimiento Nacional）が単一の政党であったのだから、民主化以降の雨後の筍のような政党の結成は、極端から極端への振子の大きな振幅を感じさせる。

フランコの政党といえばファランヘ党（Falange）を連想するが、フランコはファランヘ党の創立者ではない。ファランヘ党は一九二〇年代の独裁者プリモ・デ・リベーラ（Primo de Rivera）の子息ホセ・アントニオ・プリモ・デ・リベーラ（José Antonio Primo de Rivera）が一九三二年に創設した。一九三〇年代といえば世界の各地でファシズムが抬頭した時代であるが、ファランヘ党の政見は、ムッソリーニの協調組合国家主義の理念を導入したもので、産業部門別に労使の協調組合を結成することによる階級対立の解消、北アフリカの領土拡大とジブラルタルの奪回を通じて過去の大帝国を部分的に回復などを標榜する反面、銀行の国有化や農地改革など社会主義的な政策も含まれていた。一九三六年一一月、ホセ・アントニオは共和派に射殺される。フランコは一九三七年四月、ファランヘ党と右派諸政党を統合し、フェト・イ・デ・ラス・ホンス（FET y de las Jons スペイン伝統主義ファランヘ党と国民サンディカリスト青年行動隊）と呼ばれる統一党に発展解消し、その党首に納まった。ドイツではナチス党首が国家を乗っ取ったが、スペインでは国家首長（Jefe del Estado）がファランヘ党を乗っ取ったといわれる所以である。(3) その「フェト・イ・デ・ラ

ス・ホンス」が一九三九年八月、「国民運動」と改称され、フランコ体制における唯一の合法政党になった。

一九七五年一一月二〇日のフランコの逝去と共にフランコの下で養育されていたドン・ファン・カルロス(Don Juan Carlos)王子が国王に即位し、王政が復古する。[4] 第二共和制成立時にローマに亡命したアルフォンソ一三世の孫にあたるファン・カルロス国王は、一〇歳のときスペインに戻され、フランコの下で帝王教育を受け、閲兵や公式の席にフランコと形影相伴うように同席しており、一九六九年フランコより王位継承者に指名されたときは国民運動の路線に沿う王制の復古を宣誓したので、フランコは自己の路線の継承を堅く信じていたが、それはフランコの大きな誤算であった。[5]

国王は西欧に受け入れられる立憲君主制の道を選んだが、拙速を避け、慎重な漸進主義に徹している。フランコ没後のアリアス内閣(一九七五・一二月組閣)は、実施時期を明示しないで普通選挙の実施、職能代表的な一院制議会の二院制への改組、集会、デモなどの規制の緩和、共産党と分離主義の政党を除く全政党を承認する予定などの民主的なポーズを示したが、当のアリアスを含む筋金入りのフランコ主義者の閣僚五名、進歩派の閣僚三名という構成なので大胆な改革は困難だった。[6] 当時、政党はまだ秘密結社だったが、一九七六年から地下に潜行していた政党が公然と党大会を開き、党機関誌を発刊するようになった。一九七六年六月、カルロス国王はアリアス首相を解任し、享年四三歳の若手の政治家アドルフォ・スアーレス(Adolfo Suárez)を首相に任命した。スアーレスは国民運動担当相であり、右派とみなされていたが、国王と共に民主化路線の推進者に変貌する。就任一一カ月後の一九七七年六月一五日に四一年振りの総選挙を実施する。その前提として、一九七六年一一月に一九七七年六月三〇日までを期限とする総選挙の実施と二院制国会の創設などを定める政治改革法(Ley de Reforma Política)の法案をフランコ体制から継続している一院制国会に上程、可決に漕ぎつけ、ついで同年一二月一五日には国民投票に付してその圧倒的支持を得た。一九七七年一月には、フランコ時代厳禁されていたバスク地方の旗の使用を公認し、[7] 柔軟性のない中央集権体制の一角を

切崩した。同年二月には政治結社法（ley de Asociación Política）を改正し、政党の結成を認めた。同年三月二三日には選挙法（Real Decreto-Ley 20/1977 de 18 de marzo）が公布される。総選挙に臨む最大の難問は共産党の公認の是非であって、二月の共産党の公認申請に対し、スアーレスは一応却下し、最高裁にその最終審査を任せてしまった。しかし、最高裁も判定を回避したので、スアーレスは四月九日に政令を公布して公認に踏み切った。当時としては大ばくちであったが、結果は大当りであった。共産党をはずしての総選挙では、スペインの民主化はヨーロッパに受け入れられなかったであろう。

七七年総選挙における第一党はスアーレスを党首とする民主中道連合（Unión de Centro Democrático 略称ＵＣＤ）、フランコ体制に面従腹背的に順応しながら民主化の時機到来を待機していた諸派の連合である。第二党は社会労働党（Partido Socialista Obrero Español 略称ＰＳＯＥ）、一八七九年創立の歴史の古い党で、フランコ体制の下では地下活動しており、一九七六年の党大会ではマルクス主義を標榜していたが、中道志向の選挙民に受けないので、一九七九年の党大会では西ドイツ、北欧型の社会民主主義に路線を切り替えた。七七年選挙のときの党首フェリーペ・ゴンサレス（Felipe Gonzales 現首相）は、三三歳という若さであった。民主化と共にスペインは敬老型から若手登用型の社会に急変する。

七七年選挙で二大政党に次ぐのは共産党だが、スペイン共産党（Partido de Comunista Española 略称ＰＣＥ）とカタルーニャ共産党（Partit Socialista Unificat de Catalunya 略称 ＰＳＵＣ）の二党があり、八二年総選挙まではこの二党の得票を合算して共産党の得票率を出している。共産党に次ぐのが人民連合（Alianza Popular 略称ＡＰ）で、党名からは非常に民主的な政党が想像されるが、党首マヌエル・フラガ（Manuel Fraga）はフランコ政権の内務相、情報相を歴任しており、議会民主制を肯定してはいるが、常に地方自治に反対するあたりにフランコ主義が覗いている。

その他前述のように政党の数は多いが、市町村単位のミニ政党が多く、中央の両院または下院上院の何れかに議席

をもつ政党は限られており、地方政党ではカタルーニャ同盟（Convergència i Unió 略称ＣｉＵ）、カタルーニャ共和党（Esquerra Republicana de Catalunya 略称ＥＲＣ）、アンダルシア主義者党（Partido Andalucista 略称ＰＡ）、アンダルシア社会党（Partido Socialista Andaluciano 略称ＰＡＳ）、バスク国民党（Partido Nacionalista Vasco 略称ＰＮＶ）、エーリ・バタスナ党（Herri Batasuna バスク国民主義者連合の意、略称ＨＢ）、バスク・エスケーラ党（Euskadiko Ezkerra 略称ＥＥ）などが単数または少数の議席をもっている。このうち問題となるのがバスクの諸政党である。ＰＮＶは強力な自治を要求しながらも保守的で穏健な党であるが、ＥＥは左寄り、ＨＢは極左過激で中央政府の存在を認めない分離主義政党で、バスクの完全独立を主張するテログループＥＴＡ（バスク語で「祖国と自由」を意味する Euzkadita Azkatsuna の略）につながっている。地方自治はスペインの政治史を通じて古くて新しい難問である。

二、数次の選挙と政党の盛衰

一九七七年六月一五日が初回で、一九七九年二月一日の第二回総選挙、同年四月三日の第一回地方選挙、一九八二年一〇月二八日の第三回総選挙、一九八三年五月八日の第二回地方選挙、一九八六年六月二二日の第四回総選挙、一九八七年六月一〇日の第三回地方選挙など七回の国内選挙が行なわれた。この間、前述の一九七七年の選挙法が改正され、一九八五年六月一九日付組織法第五号（Ley Orgánica 5/1985, de 19 de junio）が現行選挙法になった。

この七回の選挙の間に政党の順位にも大きな変動があった。民主中道連合（ＵＣＤ）は、一九七八年一〇月の新憲法法案の上下両院における採択、同年一二月六日の国民投票によるその追認を経て民主化体制の基礎を固め、一九七九年三月の総選挙までは第一党の座を保ったが、一九八〇年より経済情勢の悪化、テロの頻発などと相まってＵＣＤの寄合世帯の欠陥が表面化し、内部分裂を生じ、一九八一年一月スアーレス首相が辞任、カルボ・ソテーロ内閣が引継

ぐが、政局不安定のため、一九八三年三月に予定されていた総選挙を前記の一九八二年一〇月二八日に繰上げざるを得なくなったのである。スアーレスは同年七月に脱党して民主社会中道党（Centro Democrático y Social 略称ＣＤＳ）という小規模の新党を結成した。ほかにもＵＣＤからの脱党者が右寄りの国民民主党（Partido Democráta Popular 略称ＰＤＰ）、自由連合（Unión Liberal 略称ＵＬ）のような新党を結成する。ＵＣＤの内部分裂のために、八二年選挙では社会労働党（ＰＳＯＥ）が第一党に急浮上する。第二党がＡＰ、ＵＣＤは第三党に転落し、一九八三年二月に解散し、その議員は無所属または他政党に転属している。社会労働党（ＰＳＯＥ）は、それ以降の八六年総選挙、八三年、八七年の地方選挙で、若干得票数が下降気味とはいえ、第一党の座を保っている。人民連合（ＡＰ）も第二党を維持してはいるが、八六年総選挙の得票が伸びず、党首マヌエル・フラガは責任をとって一九八六年一二月に辞任、一九八七年二月に新右翼の若手エルナンデス・マンチャ（Hernández Mancha）が新党首に選出されたが、刷新の実が挙らず、一九八九年一月二〇日、党名を人民党（Partido Popular 略称ＰＰ）に改めてイメージチェンジを図り、党首にはフラガが復帰した。これに対し、スアーレスの民主社会中道党（ＣＤＳ）は、八二年総選挙では下院に二議席を得たに過ぎないが、八六年総選挙では下院一九議席、上院三議席を確保して小型政党から中型化し、スペイン政界の成長株とみられている。共産党は七九年総選挙が頂点、以後は下降しており、八六年総選挙では共産党（ＰＣＥ）を中心とした左翼系群小四政党が左翼連合（Izquierda Unida 略称ＩＵ）を組んで選挙に臨んでいる。

さて、本題の欧州議会の選挙であるが、加盟当初の三年間は過渡的な選出方法がとられている。加盟議定書[8]第一〇条によりスペインには六〇議席が割当てられたが、加盟議定書第二八条第二項により初年はスペイン国会が選出母体になり、政党別の既得議席の比率に応じて、各政党に議席を割当てるという便法がとられた。六〇の議席のうち三六議席が第一党のＰＳＯＥに、一七議席が第二党のＡＰに、各二議席がカタルーニャのＣｉＵとバスクのＰＮＶに、各一議席がその他の三少数党に割当てられた。次に加盟当初のギリシャと同様、加盟議定書第二八条第一項により、加盟

二年以内に直接普通選挙による議員の選出を義務付けられ、かつその議員の任期は既加盟国の議員の任期に合わせることを要求された。後者の任期満了が一九八九年六月になる。このためにEC加盟三年余の間に三回もの選出が行なわれることになったのである。第一回が前記の過渡的選出方式で、第二回が地方選挙と同日の一九八七年六月一〇日に普通選挙により、第三回が一九八九年六月一五日に普通選挙により実施された。三回の選出という回数は八六年加盟のスペイン、ポルトガルのみならず、たまたまEC全体についても三回目である。というのは普通選挙により欧州議会議員を選出するようになったのは一九七九年以降のことで、それまでは加盟国の国会により指名されていた。一九七九年が第一回普通選挙、議員の任期が五年なので、一九八四年が第二回、そして一九八九年が第三回というわけである。

今回選出されたスペイン、ポルトガルの議員から任期五年になるので、加盟後三年余で漸く本来の軌道にのったことになる。

三、欧州議会選挙の法源

EC加盟国における欧州議会選挙の根拠法規は、EC選挙法と加盟国選挙法に跨ることになるので両法を読み合わさなければならない。(9)

(一) EC選挙法

ローマ条約第一三八条第三項によると、欧州議会は全加盟国において統一的な手続によって直接普通選挙が行なわれるように規定案を作成し、理事会が全会一致で規定を議決し、加盟各国に対し当該国の憲法上の規則に従ってその

規定を採択するよう勧告することになっている。

しかし、普通直接選挙による欧州議会議員の統一選挙手続の規定は未だ制定されるに至っていない。それに代わるものが一九七六年九月二〇日付の理事会決定にもとづく直接普通選挙による議員選出に関する議定書（acta）であり、ブリュッセル議定書と通称されている。この議定書は全文一六条から成り、加盟国が欧州議会議員を選挙するにあたり最小限度共有しなければならない基本ないし原則を定めているもので、基幹以外の枝葉の部分は加盟国の自治、具体的には加盟国の選挙法に委ねている。

ブリュッセル議定書は金丸輝男教授により邦訳されている。金丸教授の先行的業績については深く敬服しているが、この議定書を「法」と訳されていることは疑問なしとしない。[10] 議定書の全文およびその邦訳については、原文および同教授の邦訳に譲るとして、本稿の展開の必要上、議定書の骨子を逐条的に追ってみる。第一条は直接普通選挙によるという要件。第二条は加盟国への議席の割当て（この議定書決議当時はベルギー　二四、デンマーク　一六、西ドイツ　八一、フランス　八一、アイルランド　一五、イタリア　八一、ルクセンブルグ　六、オランダ二五、英国　八一、計四一〇議席であったが、その後ギリシャ　二四、ポルトガル　二四、スペイン　六〇が加わり、現在は計五一八議席。新現加盟の都度、その加盟議定書によってローマ条約第一三八条第三項および本議定書第二条が修正されることになる）。第三条で議員の任期を最初の会期より起算して五年に設定。第四条第一項では、外部的な圧力に屈することのない議員各自の表決の独自性が要請かつ保障され、同条第二項により閣僚理事会およびEC委員会並みの議員の特権と免除の享受を保障。第五条では加盟国の国会議員との兼職が認められているが、第六条第一項は加盟国の内閣の閣僚、EC委員会、欧州裁判所、会計検査院、欧州投資銀行などのEC主要機関の役職との兼任は禁止、ただし同条第二項により加盟国がその国内事情により兼職禁止を制定することは加盟国の自治であることを認めている。第七条第一項により欧州議会は統一選挙規定の草案を作成しなければならないが、同条第二項で統一選挙規定が制定されるに至るまでは、この議定書の規定に抵

触しない範囲で加盟国の選挙法に準拠することとしている。第八条では選挙人による一回以上の投票を禁止。第九条では選挙期日の日取りは加盟国の決定に任かせるが、全加盟国が木曜日の朝方に始まり直近の日曜日に終る同一期間内に行うことに限定（因みに、第三回欧州議会の選挙期日は、英国、スペイン、オランダ、デンマーク、アイルランドが六月一五日（木）、西ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、ギリシヤ、ポルトガル、ルクセンブルグが六月一八日（日））。第一〇条は第九条にいう選挙期間を最初の選挙につき決定する手続、爾後のそれは五年目毎の該当期間、欧州議会の会期は、選挙期間の最終日から一ヵ月置いた最初の火曜日と定めている。第一一条によると、第七条第一項の統一選挙手続が制定されて発効するまでは、欧州議会がその議員の就任を認証することとし、そのために加盟国から公けに宣言のあった選挙結果を受理し、またこの議定書の条文をめぐって発生する紛争については裁決を下すが、国内法に係わる紛争については加盟国に任せるとしている。第一二条は議員に空席が生じた場合に加盟国が残任期間について新任者を補充する措置、第一三条はこの議定書の適用上何らかの措置を講ずる必要が生じた場合のＥＣ内の関連機関の合議手続、第一四条は本議定書の発効に伴うＥＣ諸条約の旧規定の廃止、第一五条は、この議定書は加盟国全部の言語で作成され、そのいづれもが正文である、という使用言語規定、最後の第一六条が施行期日、で締められる構成になっている。

以上のような議定書の骨子の紹介に若干の補足説明を加えておく方がよいであろう。

(1) 第七条で加盟国の選挙法の規定に任せる場合には「……この議定書の規定に抵触しない範囲で……」という文言が挿入されている。これはこの議定書が法源の順位として国内法に優先するという主張にとれる。しかし、順位はとも角として欧州議会選においては国内法の支配をうける部分の方が大きい。

(2) この議定書の審議段階から問題となったのは加盟国議員との兼職の可否であるが、第五条は兼職を認めるに至った。兼職を認めることの問題点として、両方の職務が時期的に重なった場合の欠席の可能性、加盟国の首都とルクセンブルグ（事務局）およびストラスブール（議場）の間の遠隔性、欧州議会議員としての地位と活動を国

内の政治経歴に利用する危険性などが指摘されたが、その一方メリットとして、両議会の関係の調和と親善に資する筈であり、かつ国内政界の大物の就任を容易にする（逆をいえば、兼職を禁止すると大物の政界人は自国国会議員の方をとるだろうという配慮）というような点が挙げられ、メリットとデメリットを秤にかけた結果、兼職を認めることになった。しかし、これには国内的な影響が大きいであろうという配慮から、第六条第二項で国内的な次元に適用される兼職禁止を国内法で定めることも認めており、加盟国は第五条、第六条第二項のいずれを選択しても構わない。

(3) 第八条では、「何人も欧州議会の議員の選挙において一度以上投票することができない」と二重投票の禁止を簡単に規定しているが、国際選挙で選挙期日にずれもあるので、なんらかの方法で二重投票の発生する余地がないとは言えない。起り得べきあらゆる場合を想定してもっと木目の細かい規定が設けられて然るべきであろう。

(二) スペイン選挙法

欧州議会選挙に臨むスペインの法調整は、現行選挙法の一部を修正かつ追加する法律を制定するという便法で行なわれた。即ち、一九八五年六月一九日付組織法第五号（La Ley Orgánica 5/1985, de 9 de junio）による普通選挙法が現行法だが、その一部を欧州議会選挙のために修正かつ追加する一九八七年四月二日付組織法第一号（La Ley Orgánica 1/1987, de 2 de abril 以下本稿において修正法と略称）がそれである。欧州議会選挙のため単行法を制定した国もあるので、安易な便法とみられる節もあった。

スペインの法文は当該法制定の理由や経緯を述べる長い前文(preambulo)に始まり本文に入るが、この修正法もその例外ではない。前文は一九八六年のスペインのEC加盟が、一九七八年の憲法に始まるスペインの近代化と民主化の過程のなかで、数世紀にわたる国際的な孤立と訣別する意味においても最も重要な節目となるものであり、そのEC

のなかでも加盟国全部の国民が代表を普通直接選挙で選出して送り込む欧州議会は枢要な機関のひとつである。加盟議定書第二八条第一項の命ずるところにより加盟当初は国会で議員を指名したが、次回よりは直接普通選挙で選出するので、スペイン憲法およびEC法の定める要件を十分に踏まえ、その選挙手続を定めるこの修正法がスペイン国会で審議され、承認される必要があるのであるというような趣旨で書き起されている。

修正法は二部から構成されている。第一部は主として欧州議会選、上院・下院選、地方議会選が時期的に競合して行なわれた場合を想定して現行の九ヵ条に項が増設されている。一例を挙げれば、現行選挙法の第九五条に新たに第三項が追加され、「数種の選挙が競合した場合には、次の順序で開票される。第一に欧州議会、次に下院、その次が上院、その次が県議会・市議会、その次が自治共同体議会[11]、その次が島嶼議会」というように欧州議会を最優先する配慮をみせている。前述のように、一九八七年六月一〇日には欧州議会選と地方選挙が同日に実施された。この修正法はそのわずか二ヵ月前に制定されたものであるから、当然両選挙の競合を意識した立法になった。しかし、今後、複数の選挙の競合があり得るかどうかは疑問である。というのは総選挙と総選挙の間に地方選挙や欧州議会選を適当な間隔を置いて挿入すると、それが中間的な政権党の信任投票として利用できるからである。現に第三回の欧州議会選挙はスペインのみならずEC各国において政権党の信任投票の役割を演じた。そうとすれば、今後、選挙の複合を想定した追加規定が実効を発揮する機会はなさそうに思われる。

修正法の第二部は、八五年選挙法に新たに第六篇(Titulo VI)を欧州議会選挙のために追加接続したものである。第六篇は六章(Capitulo)に区分され、新たな一九ヵ条の条文から成り立っている。これで欧州議会選挙の実施に必要な事項が網羅されているかどうか探ってみることとする。

a・選挙権(derecho de sufragio activo)

肝腎の選挙権について、この修正法もブリュッセル議定書も該当規定を欠いている。スペインの選挙権は、七八年

憲法の第一二条、第二三条の解釈上、満一八歳である。国際選挙であるから在外スペイン人および在スペインのEC加盟国市民の選挙にもっと便宜を図るべきであったろう。在外スペイン人の場合、スペイン憲法第六九条第五項後段により下院議員の選挙については選挙権を行使できることになっているが、欧州議会選に拡大適用することは困難である。またスペイン憲法第一三条第二項後段により、在スペイン外国人に対して相互主義という条件の下に市町村の選挙権のみを認めているが、これも欧州議会選に拡大適用することは困難である。とすれば、国際選挙が実は国内選挙以上の国内的限定の下に行なわれることになる。スペインが欧州議会選挙のための単行法を制定せずに現行選挙法の一部を修正・追加することで済ましたことの不備がでているともいえる。

b．被選挙権（derecho de sufragio pasivo）

被選挙権については、現行選挙法第一五四条第一項第二項において上院議員、下院議員の被選挙権として求められている要件がそのまま準用されるという第二一〇条が新設された。細かい要件は割愛するが、スペイン国籍を有し満一八歳以上というのが基本的要件である。

c．兼職の禁止（incompatibilidades）

修正法のスペイン国会における審議で最も議論が戦わされたのが兼職の可否であった。前述のように修正法が一九八七年六月一〇日の欧州議会選のわずか二ヵ月前に国会で採択されたのだが、それは兼職の可否をめぐっての議論が長引いたからに外ならない。結局は、議定書第六条第二項の道を選び、修正法は、新設の第二一一条第二項C号D号により、上院下院の議員および自治共同体（Comunidad Autónoma）の議会の議員との兼職を禁止した。

このスペインの選択は正しいといえるであろう。金丸教授も指摘しておられるように、欧州議会の議員は、自国の首都あるいは居住地から議会の開催地（ストラスブールまたはルクセンブルグ）へ最低年数回は往復しなければならないし、一回につき最低三・四日は滞在しなければならない。その上各議員は、総会以外に各種委員会の委員としての任務を

果たさなければならず、これが相当の負担になると言われている。合計すると一年のうちかなりの日数を欧州議員としての任務や移動や旅行のために使わねばならない。その上国内議会の議員としての仕事も充分に遂行しなければならない。彼らは再選を常に心がけなければならないからである。国内議会の議員としての仕事を充分に遂行するためには欧州議会の仕事は十分にできなくなる。統合の度合が進み、欧州議会の権限が拡大し、審議事項が増大すると共に兼職のデメリットがクローズアップされて来るからである。(12)

d．選挙の体系 (sistema electoral)

新設の第二一四条により選挙区はスペイン全国単位（スペイン選挙区）であり、議定書第二条を受けた第二一五条により当選人は六〇名であり、その選挙方法は七八年憲法第六八条第三項、現行選挙法第一六三条を受けた第二一六条により下院選に準じて比例代表制であり、議定書第一二条を受けた第二一七条では死亡、辞任などによる空席が発生した場合は次点繰り上げとし、特に補充選挙は行なわないことにしている。

e．選挙の告示 (convocatoria de elecciones)

修正法の第二一八条により、告示は、EC規則に従って王令 (Real Decreto) の公布によって行なわれる。EC規則に従うということは、議定書第九条に従うということに外ならない。王令は、閣議決定を経て、首相が副署の上、公布される。

f．候補者一覧の届出 (presentación de candidatura)

修正法第二二〇条第一項第二項により、欧州議会議員候補者一覧の届出の受付機関は中央選挙管理会 (Junta Electoral Central) であり、告示後一五日目から二〇日目の間に政党は候補者の順位を付けた候補者一覧を中央選挙管理会に届け出なければならない。比例代表制だから届出は政党単位で行なわれるわけだが、同条第三項により、届出にあたっては選挙民一万五〇〇〇人の署名を取付けて添付する必要がある。これは容易でないと思われるが、同条第四項

により、この要件は既選出の議員五〇名の署名を取付けて添付することで代えることができる。ここにいう議員とは、上院下院の議員、欧州議会議員、自治共同体議会の議員、市町村議会の議員を含むので、幅が広い。第三項、第四項のいずれも大政党の方が署名を集め易い立場にあるが、第四項をとるならば小政党でも左程難しくはないであろう。

このような署名の裏付けをとるのは無責任な立候補を抑止するためであろうが、その代わりに届出にあたり一定額の供託金を寄託し、最低の票数を獲得できない場合は供託金を没収されるという制度はない。供託金制度はＥＣ加盟国のほとんどが採用しているが、それを欠いているのがスペインの選挙制度の一特色である。

同条第五項により届出が受理されると、官報（Boletin Oficial del Estado）に公表される。

g．選挙運動と選挙補助金（campaña electoral financiación）

前述のように、筆者は一九七九年の地方選挙の選挙運動の最中に別目的でスペインに居合わせたが、熱気に包まれていたとはいえポスター、立会演説会、ラジオ、テレビの政見放送などに限定された質素な選挙運動で、候補者や政党の幹部が宣伝カーに乗って街頭に出て選挙民に訴えるという光景には出会わなかった。勿論、一回限りの地方選挙でみた印象を一般化するのは危険であるが、後述の公費による選挙資金補助の額からみて、選挙費用の総額についてもおよその想像がつく。

選挙運動の期間は現行選挙法でも明白でないが、第五一条を準用すると一五日ないし二一日間と解釈されている。公共のラジオ、テレビにおける政見放送の時間帯は、現行選挙法第六〇条、第六一条により前回選挙の得票実績により政党別に配分され、第六五条によりその配分は中央選挙管理会が行うことになっているが、一九八七年の欧州議会選挙には前回の実績がないので、修正法の末尾におかれた経過規定第六条により、前回の下院選挙の得票実績をもとに時間帯を配分した。

選挙費用について、スペインの選挙法には国費補助制度がある。修正法第二二七条により、この国費補助制度は欧

州議会選挙にも適用され、次の基準で当該政党の候補者総員を対象に交付される。

ア、獲得した一議席につき二〇〇万ペセータ。[13]

イ、少なくとも一議席が確保されていれば、各候補者が獲得した得票の一票につき七〇ペセータ。

ウ、候補者総員の選挙費用は有権者の数に三五ペセータを乗じて得た結果の数字を超えることはできない。

エ、前記の金額は、選挙告示後五日間の間に経済大蔵省の省令により時価に修正。

この補助金は爾後的に交付されるものであるから、政党は獲得議席と票数を見込んでつなぎ資金を銀行から借り入れて選挙費用にあてることもある。取らぬ議席と票数を過大に当てこめば、借金返済が重くのしかかることになるが、見込違いがなければ補助金で選挙費用を賄えることもあるのであろう。選挙費用の相場に関するデータを持っていないが、少なくともこの程度の補助でも補助効果がでる程度の金額なのであろう。因みにエル・パィース紙（一九九〇・二・二五）は、「議会デモクラシーのコスト」という見出しで、一九八六年から一九八九年に至る四年間の政党への国費補助と政府自体の選挙管理費用の累計は、八六一億七〇〇〇万ペセータに達し、国民一人あたりの年平均負担額は五〇〇ペセータ（円換算すると約六五〇円）と報じている。一つの参考になろう。

h．投票（votación）と開票（Escrutinio）

投票は市町村の投票所（mesas electorales）で行なわれる。郵送投票も認められる。修正法の第二二三条により、第一次開票は投票所で行なわれ、次いで県選挙管理会（Juntas Electorales Provinciales）に回付されて第二次点検を受け、異議発生に備えて四日間据置き、中央選挙管理会に回付され、中央で全国的ベースで再点検後、当選人を確定する。

i．当選人の憲法尊重宣誓（Acatamiento a la Constitución）

修正法第二二四条第二項により、当選確定後五日以内に当選人は中央選挙管理会に出頭し、スペイン憲法を尊重することを誓うか、またはその約束をしなければならない。これは現行選挙法第一〇八条第六項により国内議員に義務

づけられている要件を国際議会の議員にまで延長適用する措置である。五日経過後宣誓も約束もしなかった場合、宣誓または約束するまで、中央選挙管理会は当該議席は空席であり、かつ一切の議員特権を停止することを宣言する。

この場合、欧州議会の方もブリュッセル議定書第一一条に基づく就任認証ができなくなるであろうから、当選人がスペイン憲法尊重の宣誓または約束をしない限り、正式に議員に就任することは困難であろうと思われる。

しかし、本節の重要参考文献である「スペインにおける欧州議会の選挙(Elección en España del Parlamento Europeo)の著者フェルナンド・サンタオラーリャ・ロペス(Fernando Santaolalla López)は、宣誓または約束しなかった場合の制裁は、実際問題として議員特権の停止までであろう、もし空席の宣言までするつもりなら、その補充に関するなんらかの具体的な定めがあって然るべきであると解釈している。なお、この著者は、憲法尊重宣誓または約束の制度は甚だ不可解であり、欧州議会のような超国家組織に適用する性質のものではなく、この種の宣誓が必要であるとすれば、それはECの憲法にあたるものに対してであろうという極めて良識的な個人所見を付言している。

四、第三回欧州議会選挙前後のスペインの政局

(一) 参加政党とその分類

スペインに政党が多いといっても、第三回欧州議会選挙に候補者(複数)を出したのは、大、中、小を合わせて三四政党である。大政党としては社会労働党(PSOE)、人民党(PP)、民主社会中道党(CDS)、左翼連合(IU)の四政党である。小政党で出発したCDSは、分類の仕方では大政党のカテゴリーに入るまでになった。

中政党としては、カタルーニャ同盟(CiU)、国家主義者連合(Coalición Nacionalista 略称CN、この国家はスペインではなくバスク国の意。PNV系)、民衆のヨーロッパ(Por Europa de los Pueblos 略称EP、バスク系)、民衆の左翼(Izquierdas

de los Pneblos 略称IP、バスク系)、アンダルシア主義者党(PA)、労働者党(Partido de los Trabajadores 略称PT、かつての共産党の大立者サンチャゴ・カリーリョ Santiago Carrillo の率いるユーロコミュニズムの党)、地域分離主義者党(Partido Regionalista 略称PR)、ルイス=マテオスのグループ(Agrupación de Ruiz-Mateos スペイン最大の財閥ルマサの総帥であったルイス=マテオスの率いる私党)、エーリ・バタスナ党(HB、既述のようにバスク系)、国民戦線(Frente Nacional 略称FN)の一〇政党である。地方政党が多く、バスク系だけで四党になる。地方政党のなかにはマドリードの中央政府を飛び越えてブリュッセルのEC本部に直結しようとする志向性があり、CNはその旨をはっきり政見に出している。またHBはバスクテロETAと中央政府との交渉を成立させる国際的なルートとして欧州議会を利用する方針を政見の正面に出している。

小政党としては、緑の選択運動(Alternativa Verde-Movimiento 略称AVM)、カタルーニャ・エコロジスト(Ecologista de Cataluña 略称EC)、緑のリスト(Lista Verde 略称LV)、バクテリア(Bacteria)、緑のエコロジスト(Los Verdes Ecologistas 略称LVE)、緑の党(Partido Verde 略称PV)、労働者の社会党—スペイン革命労働者党(Partido Socialista de los Trabajadores-Partido de los Obreros Revolucionarios de España)、社会民主連合(Coalición Socialdemocrata 略称CS)、共和連合(Alianza por la República 略称AR)、中道主義者連合(Unidad Centrista-RED)、カルリスタ党(Partido Carlista 略称PC)、ホンスのファランヘ党(Falange de las J.O.N.S)、生命を守るヨーロッパ選挙人グループ(Agrupación de Electores Europa por la Vida)、ヨーロッパ・デモクラシーのイニシアティブ(Iniciativa por una Democracia Europa)、人道主義党(Partido Humanista 略称PH)、自由カタルーニャ(Cataluña Libre 略称CL)、ガリシア国家主義者ブロック(Bloque Nacionalista Gallego 略称BNG)、アンダルシア解放党(Partido Liberación Andaluza 略称PLA)、アストゥリアス国家主義者連合(Unidad Nacionalista Asturiana 略称UNA)、スペイン民衆共産党(P.C de los Pueblos de España)の二〇政党である。このうち環境問題政党が六党、あとはイデオロギー的にも幅が広い。ホンスのファランヘ党は、国民運動に改

称前のファランヘ党の党名をほぼ復古している。カルリスタ党（カルロス党）に至っては、一九世紀の一八二六年に純粋王党派として結成された政党名の復古である。また生命を守るヨーロッパ選挙人グループとは、妊娠中絶に反対する小党である。大、中、小いずれの政党もEC、NATO加盟の現状を肯定して候補者を出しているが、EC、NATOからの脱退を政見の中に入れているのが極左の労働者の社会党―スペイン革命労働者党（二党を一単位として候補者を出している）である。

そこで以上のような規模別の分類を、イデオロギー別の分類（選挙当日ABC紙掲載）に置き換えてみると次のようになる。

極左五党

エーリ・バタスナ党（HB）、ガリシア国家主義ブロック、労働者の社会党―スペイン革命労働者党、自由カタルーニャ、共和連合

左翼六党

民衆の左翼（IP）、労働者党、左翼連合（IU）、スペイン民衆共産党、アストゥリアス国家主義連合、アンダルシア解放党

中道左派四党

社会労働党（PSOE）、アンダルシア主義者党（PA）、社会民主連合、民衆のヨーロッパ（EP）

中道右派六党

人民党（PP）、民主社会中道党（CDS）、カタルーニャ同盟（CiU）、地域分離主義者党、中道主義者連合、国家主義者連合（CN）

極右二党

国民戦線（FN）、ホンスのファランヘ党

その他の一〇党

緑の選択運動、カタルーニャ・エコロジスト、バクテリア、ルイス＝マテオスのグループ、生命を守るヨーロッパ選挙人グル

ープ、緑のエコロジスト、緑の党、ヨーロッパ・デモクラシーのイニシアティブ、人道主義党、カルリスタ党、緑のリスト

スペインの新聞雑誌を頼りに選挙戦を観戦してみた限りでは、一九九〇年に予定されていた総選挙（現実には一九八九年一〇月二九日に繰り上げ実施され、PSOEが辛勝。即ちPSOEは下院三五〇議席のうち辛うじて過半数の一七六議席を確保したが、再集計の結果物言いがつき、一議席を失い、丁度半数の一七五議席に転落。）の中間査定になるだけに、各党、とくに当選者を出す可能性のある政党は、この選挙に相当に力を入れていたことが読みとれた。結果はどうであったか。

(二) 選挙結果とその背景

第1表は、スペインの四大紙エル・パイース(El País)、ラ・ヴァンガルディア(La Vanguardia)、ヤ(YA)、ディアリオ16(Diario 16)がそれぞれの連携している世論調査機関を使って出した選挙予測をABC紙が実際の選挙結果と比較したものである。第2表は今回の欧州議会選と前回のそれと一九八六年総選挙との政党別のシェア、投票率、棄権率を比較したものである。

与党のPSOEは四紙とも下降気味を予測していたが、第二表と読み合わせると議席一つ減らしただけで済んでいる。むしろ、PPとCDSの議席が予想を下廻っている。IUは二紙の予想が的中している。四紙共予想が的中しているのがHBである。バスクテロETAと直結しているHBは支持層が固定しているからであろう。CN、IP、EPもバスクの政党であり、CNはPNVの欧州議会向けの姿だが、何れも概ね予想が当たっている。地方政党ではカタルーニャのCiUとアンダルシアのPAとが一議席は摑んだが、バスクに較べ見劣りがする。もっともHBは当選後CN、IP、EPとの団結を申し込んで断わられている。三党共、HBとは一線を画したいところであろう。

全くの番狂わせがルイス＝マテオスのグループで、この二票がPPまたはCDSの票を食ったといえる。しかも、ホセ・マリア・ルイス＝マテオス(José María Ruiz-Mateos)と言えばかなり問題のある人物である。前述のようにルマ

第1表　選挙予測と選挙結果の比較（議席数）

政党名	選挙結果	世論調査			
		エル・パイース (El País)	ラ・ヴァンガルディア (La Vanguardía)	ヤ (Ya)	ディアリオ 16 (Diario 16)
社会労働党 PSOE	27	23-25	24-25	23-24	24-27
人民党 PP	15	17-18	16-17	18-19	15-18
民主社会中道党 CDS	5	6-7	8-9	7	6-8
左翼連合 IU	4	4	4	5	5-7
カタルーニャ同盟 CiU	2	2-3	4-5	3	3
国家主義者連合 CN	1	1	—	1	0-1
ルイス・マテオス R.-Mateos	2	0-1	—	—	—
民衆の左翼 IP	1	1-2	1	0-1	1
民衆のヨーロッパ EP	1	1	—	1	0-1
アンダルシア主義者党 PA	1	1-2	—	0-1	1
エーリ・バタスナ党 HB	1	1	1	1	1

出所：ABC, 19-6-1989.

第2表　選挙結果と政党別シェア

政党名	欧州議会選挙 1989		欧州議会選挙 1987		総選挙 1986
	得票率%	議席	得票率%	議席	得票率%
社会労働党 PSOE	39.5	27	39.1	28	44.4
人民党 PP	21.4	15	26.5	17	26.1
民主社会中道党 CDS	7.1	5	10.3	7	9.2
左翼連合 IU	6.1	4	5.2	3	4.6
カタルーニャ同盟 CiU	4.2	2	4.4	3	5.0
ルイス・マテオス R.-Mateos	3.8	2	0.6	—	—
アンダルシア主義者党 PA	1.9	1	0.9	—	0.5
国家主義者連合 CN	1.9	1	1.8	—	2.2
民衆の左翼 IP	1.8	1	1.3	—	1.2
エーリ・バタスナ党 HB	1.7	1	1.9	1	1.1
民衆のヨーロッパ EP	1.5	1	1.7	1	0.5
投票率：棄権率（%）	54.8：45.2		68.71：31.29		70.36：29.64

出所：ESPAÑA 89, Revista de la Oficina de Información Diplomática, JULIO DE 1989, p.4.

サ財閥の元オーナーであったが、ルマサ(Rumasa)は中小銀行一八行、ホテルチェーン、不動産、デパート、ワインメーカーなど四〇〇社以上を傘下に有するスペイン一の財閥だった。しかし、傘下銀行を通じて放慢経営を行なっていたので、PSOE政権はこの財閥の破産による社会的混乱を未然に防止するという理由で、一九八三年二月政令を公布してルマサグループを接収、国家管理下に置いた。この接収については違憲行為ではないかとの提訴があったが、一九八三年一二月憲法裁判所は合憲であるとの判決を下した。しかし未だに違憲ではないかという反論が国内でくすぶっている。当のルイス＝マテオスは私文書偽造の罪に問われて六年の求刑を受けており、さらに本年五月四日マドリードの法延で接収時の主役であったミゲル・ボイエル元経済・大蔵相を殴打してしまい、刑法第二二三条第一項が適用されると二〇ないし三〇年の懲役を免れないと言われる。このような係争中の候補者がその娘婿と共に二議席をとったのは、同情があったためかも知れない。立候補の動機のひとつは不逮捕特権の適用を受けることにあったのではないかとみられ、検察当局は頭を抱えている。

第2表の下欄に眼を移すと欧州議会選挙は総選挙よりも投票率が低く、棄権率が高い。これはスペインばかりでなく加盟国全体についていえることで、一九八九年五月マドリードで開催されたEC加盟国議会議長会議に出席のため来西したヘンリー・プランブ(Henrey Plumb)欧州議会議長(当時)が、その理由として、議会の所在地が外国なので遠隔感が強いこと、議会の仕事が選挙民の日常生活の興味から離れていること、の二点を挙げ、しかし欧州議会は未だ立法府ではないが、八七年七月の単一欧州議定書で権限が拡大され、とくにEC予算の最終決定権を持っていることが理解されるに至るならば自ら認識も変わってこようというような意見を述べている。[14] 一九八四年の選挙における加盟国の投票率の平均が六一％[15]であったが、スペインにおける八七年選挙は平均を上廻り、八九年選挙は平均に達しなかったことになる。八七年の投票率が八九年のそれを上廻っているのは地方選挙と同日に行なわれたことと無縁ではなさそうである。

(三) 憲法尊重宣誓または約束

修正法第二二四第二項に基づく欧州議員のスペイン憲法尊重宣誓または約束の儀式は、七月一〇日国会内で行なわれた。一人一人の議員に中央選挙管理会が宣誓と約束のいずれを選ぶかを尋ね、当選人はいずれかの選択をする。六〇人の当選人のうち一七人が宣誓、四二人が約束、一名が病欠という内訳になった。HBの唯一人の当選人T・モンテーロ(Txema Montero)は、「法の命ずるところによって私は約束する」[16]と発言し、中央選挙管理会より有効な約束と認定された。中央政府を否定する立場にあるバスクの過激派としては最大限の譲歩であろう。病欠はルイス＝マテオスである。ルイス＝マテオスは当選後重病に罹り入院中であったが、七月一九日、中央選挙管理会の事務局長が病院に赴き宣誓を聴取し、全員の手続を終了した。

(四) 議員就任後のグループ帰属と議長選挙

当選後の議員は、政治的立場によってグループをつくるのが欧州議会の一特色であるが、八七年選挙後の区分は、PSOEが社会主義グループ、CiUがキリスト教民主主義の色彩が強い欧州人民グループ、PPが欧州民主グループ、左翼連合が共産主義グループ、CDSが自由民主主義グループ、EPが虹グループ、HBが混合グループにそれぞれ帰属していた。[17] PAは八九年選挙後EPと同じく、虹グループに所属した。地方政党のグループがないので、この地方二政党は大枠としては左派の環境問題グループに帰属することになった。PPは、八九年選挙直前に欧州人民グループの方に乗り換える決議をしているが、二議員がそれに反対している。欧州人民グループは国際キリスト教民主主義に加入する可能性があり、PPはとくにキリスト教色の強い党ではないというのがその理由である。[18]

スペインにとって明るい話題は、七月二五日、PSOE選出のエンリケ・バロン(Enrique Barón)が議長に選出されたことである。バロンは三八歳で第一次PSOE内閣の運輸通信相に就任し、享年四五歳、最年少の欧州議会議長で

ある。バロンが当選したのは社会主義グループ優位のためもあるが、CDSの五名の議員はバロンに投票した。即ちグループの利益よりも国益あるいは国民感情を優先したことになる。そのほかのスペイン人議員はグループの支持者に投票した。[19]

むすび

八九年選挙で選出された議員は、一九九四年までの五年の任期である。五年後のスペインは欧州議員選挙にどのように対応するであろうか。選挙法は現行のままであろうか。それともローマ条約第一三八条第三項による完全な統一選挙法ができていて、スペイン選挙法の出る幕がなくなっているであろうか。また欧州議会も名実兼備の超国家立法機関になっているであろうか。

国家主権と超国家組織の権限の調整は何れにしてもまだ困難な問題を胎んでいる。欧州議員にスペイン憲法尊重の宣誓または約束をさせるあたりに国家主権拘泥の本音がでているように思われる。欧州議会のなかのグループに属して超国家的に動く場合にも国益や国民感情を忘れないで行動して欲しいという歯止めが感ぜられる。今一つスペインとして歯止めをかけておく必要があるのは、この国の地域分離主義の伝統である。バスクやカタルーニャは国家の集合としてのヨーロッパよりも地方の集合としてのヨーロッパを理想像として描く傾向がある。この両地方はスペインで最も経済力が強いので、スペインとしては離す訳にはいかない。これに対してHBの議員が「法の命ずるところによって」止むを得ずスペイン憲法尊重を約束するのは、それが精一杯の抵抗なのであろう。

主権への執着や地方分離の問題は恐らくスペインだけの問題ではない。EC諸国が多かれ少なかれ抱えている問題である。例えば、主権への執着はサッチャー英首相の一連の行動にそれがみられる。地域主義については、ベルギー

のフランス語圏とフラマン語圏、フランスのプロバンス地方、コルシカ島などにその著しい傾向がみられる。

そういうEC諸国のなかの経済統合の方は比較的円滑に進むであろうが、政治統合の方は容易ではない。例えば、完全な統一選挙法を制定しようとすれば、選挙権や被選挙権も整合しなければならないであろう。選挙権の方はギリシャの満二〇歳を除けば全加盟国が満一八歳であるが、被選挙権は、スペイン、西ドイツ、デンマークが満一八歳、ベルギー、アイルランド、ルクセンブルグ、英国が満三一歳、フランスが満二三歳、オランダ、ギリシア、イタリアが満二五歳[20]、と区々である。被選挙権の年齢を統一するためには各国が憲法を改正しなければならず、憲法を改正するには国民投票にかけねばならず、厄介な、気の長い手続を覚悟しなければならない。これは一例で、政治統合の場合には、どうしても憲法まで影響してくる事例が多いので一筋縄ではいかない。こうして考えてくると五年後の欧州議会の選挙にもスペインの対応は現行とほぼ同様という可能性の方が強いと思われる。しかし、若干の進歩、例えばEC加盟国に居住するスペイン人の選挙権行使、その逆にスペインに居住する他のEC加盟国民の選挙権行使については加盟各国で何らかの便法が講じられるのではないかと思われる。一九九二年以降、EC加盟国間の人の移動が自由化されるので、EC域内の他国に移動する人口が増えることも予想されるからである。

(1) Opinión "ANTE EL 15 DE JUNIO", ABC, (10 de Junio de 1989).

(2) ANUARIO EL PAIS, 1988, pp. 76-77.

(3) Raymund Carr/Juan Pablo Fusi, España, de la dictadura a la democracia (Barcelona: Editorial Planeta, S.A., 1979). p. 39.

(4) 厳密な意味での王政復古ともいえない。というのは、フランコ体制は国王なき王国だったからである。フランコ体制には統一的な憲法がなく、五つの基本法があり、その一つの国家首長継承法（La Ley de Sucesión）のなかで、スペインはカトリックを国教とし、共同社会的、代表制国家であり、伝統に照らして王国である（第一条）という政体の定義があり、その国家首長（Jefe del Estado）にフランシスコ・フランコ・バーモンド（Francisco Franco Bahamondo）が指名され（第二条）国家

首長は継承者の氏名を国王または摂政として国会に提案できる（第六条）と定められていた。即ち、一九三九年フランコの反乱軍によって第二共和制が崩壊したことによってスペインの政体は自動的にもとの王国に戻ったが、国王は不在であり、国王の指名権は国家首長たるフランコが握るという過渡的な体制であったのである。一九三一年の第二共和制成立時にローマに亡命した故アルフォンソ一三世の子息であるバルセロナ伯爵（即ちファン・カルロス国王の父親。生存）は、フランコに国王に指名してくれるよう要請したが拒絶され、結局一九五四年地中海上のヨットで両者が会談し、その王子のファン・カルロスをフランコが引き取り、追って国王に指名するという代案で両者が妥協した。

(5) Raymund Carr/Juan Pablo Fusi, op. cit., p. 53, pp. 58-59.

(6) Raymund Carr/Juan Pablo Fusi, op. cit., p. 276, p. 271. 以下本節の史実の記述は本書および現地新聞記事に負うところが大きい。

(7) スペイン内戦は左右両翼の思想的対立という一面と中央集権主義（フランコ）と、地方分権主義（共和派）の対立という一面をもっていた。スペインの各地方は、往時は小王国であったから固有の旗をもっている。フランコ体制の下ではその旗と固有言語の公式使用を禁止していたので、その解禁は地方分権を認める第一歩である。

(8) 加盟議定書については、拙稿「スペインのEC加盟に伴う法的問題」、『法学研究』五九巻九号（昭和六一年九月）六四頁、六五頁を参照されたい。

(9) 本節の重要参考文献は、Fernando Santaolalla López, Elección en España del Parlamento Europeo (Madrid: Editorial Civitas S. A. 1987).

(10) ECの法体系を定めているのは、ローマ条約の第一八九条であり、ローマ条約を第一次法源とすれば、第二次法源は規則、命令、決定、勧告、意見という順位になる。これらを総称してEC法といっているが、EC法のなかに単独で「法」という呼称の法規はない。

金丸教授はブリュッセル議定書を一九七六年九月二〇日付理事会「決定」とその決定に付属する選挙法としておられるが、「決定」という低次の法に高次の「法」が付属するというのも不自然である。恐らくは英文の act に拘泥されたのであろうが、西文の acta にすると法という意味はなく、議定書である。（金丸輝男『ヨーロッパ議会―超国家的権限と選挙制度』（成文堂、一九八二）二三一～三三八頁）。

(11) 自治共同体（Comunidad autónoma）とは数県（Provincia）の集合からなる地方行政機関。例えば、バスク地方はアラバ、ギプスコア、ビスカヤの三県から成り、その自治共同体政府をバスク政府総評議会（Consejo del Gobierno Vasco）という。こ

れが行政府で別に議会がある。カタルーニャ地方はバルセロナ、ヘローナ、レリダ、タラゴーナの四県からなり、その自治共同体政府をジェネラリター（Generalitat）といっている。ほかに議会がある。スペインには一七の自治共同体がある。自治共同体の首長は民選だが、県知事は中央政府の内務省の役人である。

(12) 金丸輝男、前掲書三二～三三頁。

(13) 現在ペセータと円はほぼ等価である。二〇〇万ペセータは二〇〇万円強と考えてよい。

(14) EL PAÍS (25 de Mayo de 1989).

(15) ABC (15 de Junio de 1989).

(16) EL PAÍS (11 de Julio de 1989).

(17) CAMBIO 16 (12 de Junio de 1989).

(18) EL PAÍS (3 de Julio de 1989).

(19) EL PAÍS (26 de Julio de 1989).

(20) Fernando Santaolalla López, op. cit., p. 57.